# 施設類型ごとの現状・課題・取組方針等について

## 目 次

1 事業月	<b>月資産に係る建物</b> (都市公園	國及び	下水	道和	斗学	館を降	余く。)
1 — 1	庁舎等 ·						30
1 – 2	学校·						32
1 – 3	県営住宅 .			•			34
2 インフ	フラ資産に係る工作物及び	<b>が建</b> 物	勿	(都i	市公	園及で	び下水道科学館を含む。)
2 – 1	空港 .						36
2-2	都市公園 .						38
2 - 3	下水道 .						40
2 - 4	道路·						42
2 - 5	河川 .						44
2 - 6	海岸 .						46
2 - 7	砂防 .						48
2 – 8	港湾 .			•			50
2 - 9	漁港 .						52
2 - 10	道路交通法上の工作物		•				54
3 公営1	<b>企業の資産</b>						
3 — 1	水道(企業庁)			•			56
3 – 2	工業用水道(企業庁)						58
3 – 3	病院(病院事業庁)		•	•			60
(参考)事業	<b>業用資産に係る工作物</b>						62

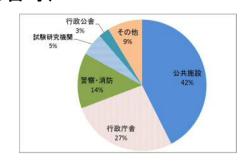
#### 【各ページ共通の注意事項】

- 1 資産内訳表については、端数処理の関係で合計等が合わない場合がある。
- 2 グラフ内に記載された施設名は、その年度に建設された主な施設の例である。
- 3 「2 これまでの取組」「3 国等の動き」について は、平成26年10月現在で取りまとめた内容である。

# 1-1 **庁舎等**(公共施設、行政庁舎、警察・消防、試験研究機関、行政公舎等)

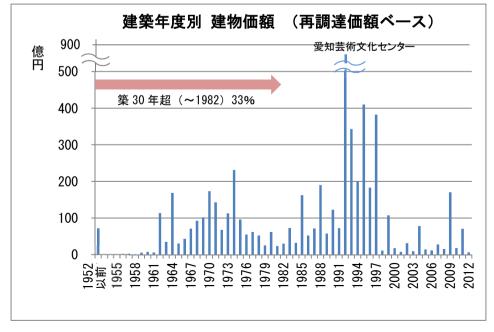
(全類単位:百万円)

資産内訳 (用途区分)	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
公共施設	580,204.37	m¹	242,810	137,636	105,174	56.7%	42.5%
行政庁舎	493,573.70	m¹	153,219	98,386	54,833	64.2%	26.8%
警察•消防	316,735.85	m¹	78,002	49,359	28,643	63.3%	13.7%
試験研究機関	133,597.78	m¹	31,958	22,776	9,182	71.3%	5.6%
行政公舎	92,427.04	m¹	15,316	12,658	2,659	82.6%	2.7%
その他	228,266.41	m¹	49,976	38,912	11,065	77.9%	8.7%
計	1,844,805.15	m¹	571,281	359,726	211,555	63.0%	100.0%



規模(延床面積)	3,000㎡以上	1,000㎡以上 3,000㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	100㎡未満	総計
棟数	85	257	263	265	180	486	3,143	4,679
(下段:構成比)	(2%)	(5%)	(6%)	(6%)	(4%)	(10%)	(67%)	(100%)
延床面積合計(m))	916,408.38	422,403.69	191,576.08	102,746.26	43,933.38	69,367.43	98,369.93	1,844,805.15
(下段:構成比)	(50%)	(23%)	(10%)	(6%)	(2%)	(4%)	(5%)	(100%)

- 現状 (固定資産台帳分析結果)
- **減価償却率は平均で 63.0%**となっている。
- 約3割が築後30年を経過しており、10年後にはその 比率が約6割まで増加する。
- 1960~70 年代と 1990 年代に大きな山がある。



- 2 これまでの取組
- (1) 安全・安心の確保
  - 旧耐震基準施設の7割の耐震化が完了(平成26年9月 現在)
- (2) 長寿命化計画等の策定 (策定していない。)
- (3) その他
  - 累次の行革大綱に基づき施設を集約・廃止(平成11年 度以降の公の施設の廃止:91 施設)
  - 県有施設利活用・保守管理プログラムにより同一エリ ア内の複数庁舎を集約化(集約化により15施設を廃止)
  - 県有施設利活用最適化研究会を設置、施設の現状分析 (平成 25 年度) や更新費用の試算等の検討開始 ※他の分野の施設も対象

- 総務省が各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理 計画」の策定を要請(平成26年4月)
- 上記計画を策定することにより、建物取壊費用への起債 充当が認められることとなった。 ※他の分野の施設も対象

#### 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。 〇 法定点検以外の点検を統一的に実施するべきである。 課題認識 点検結果や補修履歴等を適切に管理・活用する必要がある。○ 建物の将来的な活用方針を全庁的な観点から検討する必要がある。 異常や故障の発生時に補修を重ねて結果的に非効率になっている場合があり、この点を改善する必要がある。 施設管理者向け技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行う。 等点 ○ 法定点検の対象外施設についても、点検実施に関する基準等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 断 施設管理者の点検結果を集約・分析し、必要に応じて技術職員による2次点検を行う。 ○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な 更維 施設情報の管理 予防保全の対象施設の絞り込み 新持 利活用方針を定めた上で、BIMMS (保全マネジメントシステム)等を 等管 **BIMMS** 活用して中長期修繕計画を策定する(右図参照)。 施設の中長期修繕計画策定 玾 ○ 全庁的な観点から、修繕・更新の優先度を判断する基準や、建物の整備 各部位の修繕時期が近づいたら 日常的には 水準(目標性能水準)等を定める。 点検・予防的補修 劣化度調查→修繕工事 ○ 更新等の際には、他施設との統合やPPP/PFIの活用を検討する。 非構造部材の安全対策(外壁、ガラス、吊り天井の落下対策等)を、大規模改修等に併せて実施する。 確安 保全 取 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を除却する。 「あいち地震対策アクションプラン」等に基づく耐震改修を進める。 組 化耐 震 ○ 災害拠点施設等の機能維持のための耐震対策を進める。 方 ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化 化長 すべき建物(大規模改修する建物)を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行う。 針 ○ 建物の構造に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図る。 「県有施設利活用・保守管理プログラム」に基づく集約を進める。 建替え 設総量 維持 利用ニーズが低く、建 ○ 同プログラムの対象となっていない施設についても、近接庁舎等の将来 改修 物の性能が低いものは、 利用ニーズ 売却等により処分し、保 的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討する。 有総量を縮減する。 利用調整 の ○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整 利用ニーズが高く、建 適 物の性能が低いものは、 や、他目的施設との合築等の方策を検討する。 īF 建替えの際に他施設との 売却 転用 低 統合等により性能を高め ○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価し て維持する。 た上で、施設総量の縮減に取り組む(右図参照)。 建物性能 ○ 県有施設利活用最適化研究会の機能をさらに強化した全庁的な推進会議を設置する。(※他の分野の施設も対象) 築体 制 ○ 施設適正管理(老朽化対策等)の専任部門を設置し、施設管理者への支援機能を充実させるとともに、施設情報を一元的に管理す る仕組みや、大規模改修、修繕、更新等の予算を効率的に執行する仕組み等を検討する。(※他の分野の施設も対象)

(金額単位:百万円)

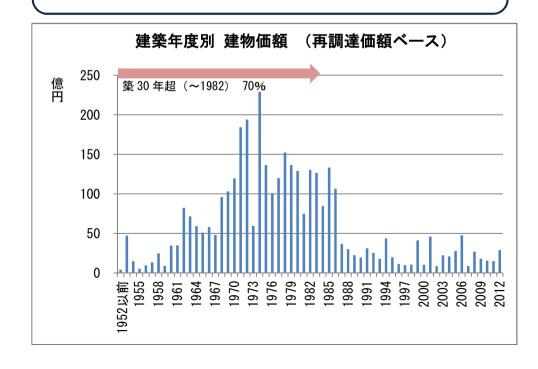
## 1-2 学校

資産内訳	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率
学校	2,236,245.19	m <sup>*</sup>	355,004	266,571	88,432	75.1%

規模(延床面積)	3,000㎡以上	1,000㎡以上 3,000㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	100㎡未満	総計
棟数	83	632	508	429	293	828	3,964	6,737
(下段:構成比)	(1%)	(9%)	(8%)	(6%)	(4%)	(12%)	(59%)	(100%)
延床面積合計(m³)	323,101.79	1,034,490.06	357,801.84	165,571.48	71,453.76	113,149.83	170,676.43	2,236,245.19
(下段:構成比)	(14%)	(46%)	(16%)	(7%)	(3%)	(5%)	(8%)	(100%)

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 75.1%**となっている。
- **約7割が築後30年を経過**しており、10年後には約9割まで増加する。
- **1960~80 年代前半に集中的に整備**されている。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
  - 旧耐震基準施設の8割の耐震化が完了(平成26年9月 現在 高校77%、特別支援学校99%)
  - 専門家による非構造部材の点検実施(平成23~25年度)
  - 体育館等の吊り天井の点検実施。耐震補強工事に併せて 実施可能なものから落下防止対策を実施
- (2) 長寿命化計画等の策定(策定していない。)

- 文部科学省は、「学校施設の長寿命化改修の手引」を各地方自治体に配布。適切な時期に長寿命化改修を実施すれば、コストを抑えながら校舎を 70~80 年使用することが可能との考えを明示(平成 26 年 1 月)
- 上記の他、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月)、「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」(平成26年5月)を発行

	H/1 /CE	応報及び、43、142.77 単
	F	<ul><li>○ 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。</li><li>○ 点検結果や補修履歴等を適切に管理・活用する必要がある。</li></ul>
課題	認識	○ 耐震改修工事を優先的に実施するため、従来の大規模改修の内容を縮小し、耐震改修を実施する場合に併せて工事を行ってきたことから、今後は抜本的な老朽化対策を実施する必要がある。
	断点	○ 施設管理者向けの技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行う。
	等検	○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。
	診	○ 施設管理者の点検結果を集約・分析し、必要に応じて技術職員による2次点検を行う。
	繕維	○ 建替だけでなく、大規模改修を含めた中長期計画を策定する。
	更新等	○ 更新の優先順位を判断する基準等を作り、学校全体の計画的な保全・更新等に取り組む。
	新 =	
	修	
	安	○ 非構造部材の安全対策(外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等)を、大規模改修等に併せて実施する。
取	安全確	○ 体育館の吊り天井の落下防止対策については、早期の取組を進める。
組	催保	○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を除却する。
和		
方	化耐震	○ 「あいち地震対策アクションプラン」等に基づく耐震改修を進める。
針		○ 長寿命化のための大規模改修計画を策定し、順次改修工事を開始する。
	化長	
	寿命	○ 建物の構造に応じた目標使用年数を決め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図る。 □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	の施	○ 将来的には、生徒数の減少を踏まえ、学校内での建物の集約化や減築等、校内の施設規模の適正化を検討する。
	適 正 化 量	
	化量	
	築体	○ 教育委員会事務局内に老朽化対策の専任部門を設置することを検討する。
	制	
	構	

(金額単位:百万円)

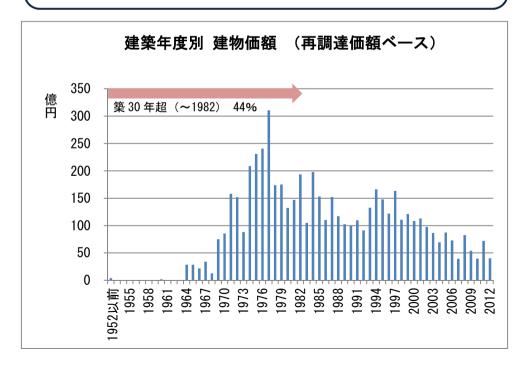
# 1-3 県営住宅

資産内訳	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率
県営住宅	4,119,107.73	m¹	568,605	332,353	236,253	58.5%

規模(延床面積)	3,000㎡以上	1,000㎡以上 3,000㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	100㎡未満	総計
棟数	326	1,040	193	42	49	119	3,855	5,624
(下段:構成比	(6%)	(18%)	(3%)	(1%)	(1%)	(2%)	(69%)	(100%)
延床面積合計(m²)	1,932,331.92	1,891,403.11	150,969.75	17,136.27	12,066.05	16,382.85	98,817.78	4,119,107.73
(下段:構成比	(47%)	(46%)	(4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(2%)	(100%)

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 58.5%**となっている。
- **約4割が築後30年を経過**しており、10年後には約7割まで増加する。
- 1970 年代をピークにその後逓減している。



#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

- 旧耐震基準住棟で耐震性が低い1住宅(5棟)について は廃止を含め検討中
- その他のものについては耐震化が完了

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 平成21年度に、県営住宅の既存ストックの有効活用と 長寿命化を図ることを目的とした「愛知県営住宅長寿命 化計画」を策定



- 国交省が、平成 26 年度に**長寿命化に関するモデル事業** を実施
- 国交省が、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)

課題	認識	0	建替のほか、計画的保全や大規模改修を適切に実施し、長寿命化を図る必要がある。 将来的な人口減少等の環境変化に合わせた統合や廃止について、地域性を考慮しつつ検討する必要がある。
	断 等 令 。 診	0	現在実施している法定点検、定期パトロール等を、今後も確実に実施する。 点検・補修履歴の管理・蓄積に関するデータ管理方法の改善に取り組み、施設保全に活用する。
	繕·更新等 維持管理·修	0	優先順位を設定し、計画的な修繕・更新を行う。 将来的な環境変化に合わせた修繕・更新計画の見直しを行い、民間活力の活用等により更新費の抑制方策を検討する。
取組	確安保全	0	管理開始時期に応じた外壁打診調査を実施し、調査結果に基づき部分補修又は全面改修を行う。 管理開始時期に応じたベランダ・廊下の手すり改修等を行う。
方	化耐震	0	耐震性能の低い1住宅について、廃止を含め検討を進める。
針	化長寿命	0	長寿命化対象住宅の選別・大規模改修の優先順位の設定を行う。 計画的な長寿命化工事を行う。
	施設総量	0	将来的な人口減少等の環境変化に合わせた統合や廃止を検討し、統合や廃止の対象となる住宅の候補を選別する。検討に当たっては、地域ごとの需給バランス等に配慮し、必要に応じて市町村との連携を検討する。
	築 体 制 構	_	

# 2-1 空港

(単位:百万円)

資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	備考
建物及び付属施設	2,930	1,235	1,695	42.2%	33.0%	旅客ターミナル施設(22,932m2)始め
土木施設	3,730	1,948	1,783	52.2%	42.0%	滑走路(2,740m)、誘導路、駐機場始め
航空保安施設	2,222	864	1,358	38.9%	25.0%	航空灯火、無線施設始め
合 計	8,883	4,047	4,836	45.6%	100.0%	

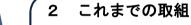
#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 45.6%**となっている。
- 平成17年度に国から資産を取得したため、保有する 償却資産のほとんどが中古資産である。

#### 【主な施設の整備年度、再調達価額等】

施設名	整備年度	経過年数 (~H25)	耐用年数	再調達価額 (百万円)	備考
大山川暗渠	昭和55年	32	60	663	排水路(大山川)
ターミナル施設	昭和60年	27	34	657	鉄骨造、地下1階地上3階建て
計器着陸装置(ILS)	平成17年	8	13	394	航空保安無線施設
受変電設備	平成21年	4	15	433	ターミナルビル内

(注) 国から取得した資産の再調達価額については、平成17年度の取得額から算出したものである。



- (1) 安全・安心の確保
- 舗装の路面性状調査を3年に1度、舗装の巡回点検を 月に1度実施
- 国交省航空局が定期的に検査(基本施設を6年に1度、 灯火・無線施設を年1回)
- 国管理時代の施設を順次、更新・補修・修繕
- 毎年度、安全管理計画 (SMS) を策定し、定期的に達成 状況を確認
- (2) 長寿命化計画等の策定(策定していない。)

- 国交省が「空港内の施設の維持管理等に係る検討委員会」を設置(平成24年12月)、同委員会による緊急レビュー取りまとめ(平成25年3月)
- 国交省が「空港内の施設の維持管理指針」を策定(平成 25年10月)
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)



	- 100		W. M. G M. (12.10.5)
		0	日常点検や定期点検等は確実に実施しているが、表面だけでは点検できない部分や目視では点検できない部分がある。
Ē	果題認諳	IV I	滑走路等の重要施設の多くは耐震診断を実施済みであるが、誘導路及びエプロンの一部、着陸帯については、耐震診断を今後実施 していく必要がある。
		0	国が策定した「空港内の施設の維持管理指針」に基づく維持管理・更新計画を策定する必要がある。
	断等	点()検()	現在実施している定時点検(毎日及び臨時)、巡回点検(年数回及び緊急時)及び定期点検(1~3年に1回)等を、引き続き確実 に実施する。
		. 0	滑走路や誘導路の舗装内部の状態を把握するため、解体調査(コア抜き)を定期点検の項目に追加して実施する。
	i	<b>診</b>	重要構造物の詳細点検(全体的な打音点検等)を実施する。
	繕	維持	現在実施している路面清掃(滑走路、誘導路、エプロン)、小規模な異常箇所の補修、計画的な更新・修繕等を、引き続き適切に実施する。
	更新等	第一 〇	国が策定した「空港内の施設の維持管理指針」に基づき、維持管理・更新計画を策定する。
	1	修	
	_	安	愛知県名古屋飛行場空港保安管理規程(セイフティ編)に基づき、引き続き実施する。
	双   :	全	毎年度、安全管理計画(SMS)を策定し、定期的に計画達成状況を確認しており、引き続き実施する。
;	祖 📗 🦥	確	
	方	1 0	耐震診断で対策が必要と判定された施設について、耐震補強工事を実施する。
•	方一型		滑走路・誘導路・エプロンについては、緊急時に最低限必要な機能を確保できることを耐震診断により確認済みである。
į	計	•	
	化:	長	日常点検等により小規模な異常が確認された段階での補修を引き続き実施する。
		寿	詳細な点検結果に基づき重要構造物の補修を実施する。
	í	命	長期的な修繕・更新計画を策定し、計画に沿って修繕・更新を行う。
	の意	施	安全確保及び施設内用地の有効活用を図る観点から、未利用施設については撤去することを検討する。
	道に	総	
	化:	量	
	築	体 —	
	í	制	
	7	構	

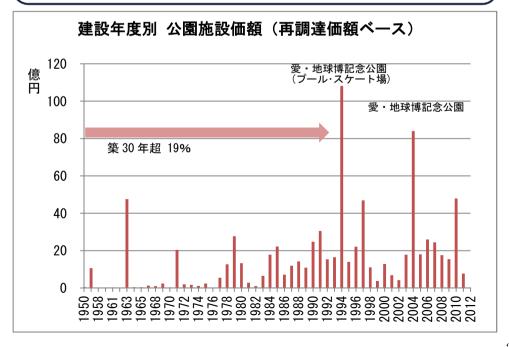
## 2-2 都市公園

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
園路(橋)	15,377	m <sup>*</sup>	12,340	4,937	7,403	40.0%	15.0%
運動施設建物	25,364	mឺ	11,850	5,271	6,579	44.5%	14.4%
教養施設建物	12,742	mឺ	5,057	575	4,482	11.4%	6.1%
園路(アスファルト等)	631,219	mឺ	4,734	3,630	1,104	76.7%	5.7%
園路(コンクリート、レンガ、石)	185,120	m	4,535	4,156	379	91.6%	5.5%
遊具	799	基	761	640	121	84.1%	0.9%
その他	_		43,066	28,420	14,646	66.0%	52.3%
計	_		82,343	47,629	34,714	57.8%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 57.8%**であり、特に園路(コンクリート、レンガ、石)の比率が高くなっている。
- 約2割が築後30年を経過しており、10年後には約5割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

- 平成 21~23 年度に全公園施設の点検、健全度判定を 実施
- 平成 24 年度の遊具による負傷事故を受け、**緊急点検**を実施し、再発防止策として点検項目・方法の見直し、 定期点検結果及び対応措置の状況の確認、点検の多角的 な検証等を実施

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 平成 24 年度に**全公園を対象とした「愛知県公園施設 長寿命化計画」**を策定

- 平成26年度から公園施設長寿命化対策支援事業が創設 された。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)

課題	認識	〇 平成24年度に策定した「愛知県公園施設長寿命化計画」に沿って、補修工事や施設更新を進める必要がある。
	断点 等検 診	<ul><li>○ 現在実施している法定点検(12条点検、電気保安点検、消防設備点検等)及び遊具の定期点検を引き続き確実に実施するとともに、それ以外の点検についても定期的に実施する。</li><li>○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。</li></ul>
	繕·更新等 維持管理·修	○ 「愛知県公園施設長寿命化計画」で定めた各施設の管理区分(予防保全型・予測保全型・事後保全型)に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図る。
取組	保安全確	○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行う。
方	耐震化	○ 建築年次の古い主要な建物の耐震診断は実施できており、今後は耐震改修工事を実施する。
	化長寿命	○ 「愛知県公園施設長寿命化計画」を平成24年度に策定しており、計画に基づき施設更新を進めていく。 ○ 計画的な補修工事により施設の長寿命化を図る。
	の 適 正 化 量	○ 県として管理すべき意義が薄れている県営都市公園について、市町村への移管を検討する。
	築 体 制 構	

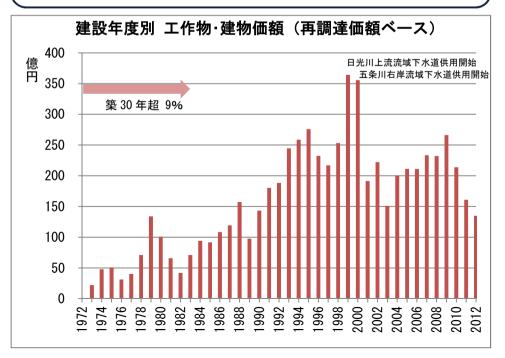
# 2-3 下水道

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
管路施設	360,454	m	269,483	95,072	174,411	35.3%	41.5%
建物	237,012	mឺ	77,495	22,786	54,709	29.4%	11.9%
土木構造物	188	箇所	81,836	25,151	56,685	30.7%	12.6%
機械設備	512	箇所	126,357	87,321	39,036	69.1%	19.5%
電気設備	552	箇所	76,415	54,945	21,470	71.9%	11.8%
その他	_		17,063	11,082	5,981	64.9%	2.6%
計	_		648,650	296,357	352,293	45.7%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 45.7%**であり、特に耐用年数の短い 機械・電気設備の比率が高い。
- 約1割が築後30年を経過しており、10年後には約3割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
- 保守点検基準に基づき、日常・定期点検を実施
- 点検結果に基づき、適切な**整備・修繕**を実施
- 重要な施設から順次耐震補強工事を実施

#### (2) 長寿命化計画等の策定

- 国交省が平成 20 年度に「下水道長寿命化支援制度」 を創設したことから、これを活用し、平成 22 年度に**愛知** 県長寿命化計画策定マニュアルを作成
- 平成 22 年度以降、機電設備ごとに**長寿命化計画**を順次 策定

- 国交省が「ストックマネジメント手法を踏まえた下水 道長寿命化計画策定に関する手引き」を作成(平成 25 年 9 月)
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)
- 国交省が「新下水道ビジョン」策定(平成26年7月)

=======================================	認識	○ 管路・土木構造物・建物については、耐用年数未経過であり、維持補修により対応している状況で、これまで特段の長寿命化 対策が必要な状況になっていない。
林也	さるでは	○ 国から示されたストックマネジメント手法を導入する必要がある。
		○ 管路の目視点検や管渠・人孔の定期点検等を実施しているが、点検が困難な箇所がある。
	断点	<ul><li>○ ストックマネジメント手法による点検・調査計画を策定するため、点検結果や維持管理情報等を整理する。</li></ul>
	等検	○ 管路の目視点検や管渠・人孔の定期点検等を実施しているが、点検が困難な箇所についてはその状態監視方法を確立する。
	診	
	更維新持	○ 管路は現在、点検計画に基づき維持管理を実施し、点検結果に基づき不良箇所を修繕しているが、今後は点検結果のデータを 蓄積し、そのデータを活用して予防保全型の維持管理を行っていく。
	理	○ 処理場・ポンプ施設は長期保全計画を策定済みであり、予防保全型の維持管理を引き続き実施する。また、指定管理者((公
	修 繕	財)愛知水と緑の公社)との情報の共有化・活用に努める。
	一	○ ストックマネジメント導入のため、資産情報と維持管理情報を整理する。
取	保安	○ 腐食環境にあるコンクリート管の防食対策を計画的に実施する。
組	全確	○ 処理場内の休止施設の利活用もしくは撤去を検討する。
方針	耐震化	○ 「あいち地震対策アクションプラン」に基づき、重要な施設から順次耐震補強工事を行っており、引き続き工事を推進する。
	長寿命化	○ 処理場及びポンプ場については、国の支援制度を活用し長寿命化計画を策定済みである。また、管路施設については、点検結果に基づき、対策が必要なものから順次長寿命化計画を策定し対策を行う。
	化	○ ストック情報を整理しつつ、10年間程度の長寿命化中長期計画を策定し、毎年、点検結果をフィードバックさせ見直しを図る。
	の施	○ 代替性がないため、統廃合の予定はない。
	の適正化	○ 将来的な人口減少等の環境変化に対応して、施設計画や維持管理体制などの見直しを行う。
	構体築制	○ さらなる組織力の強化を図る必要があるため、県と指定管理者 ((公財)愛知水と緑の公社) の役割分担や民間の活用等、種々の試行と検証を行っていく。

2-4 道路

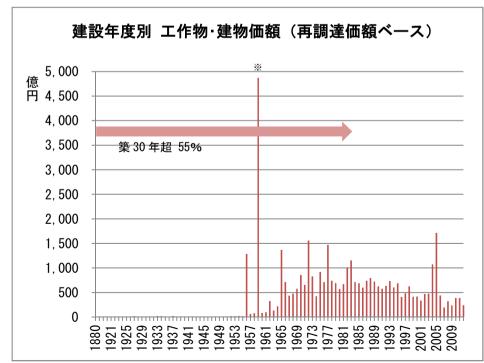
一 - (立領年世.										
資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比			
道路本体構造	54,984,329	mឺ	2,837,220	1,961,071	876,149	69.1%	70.8%			
橋梁	4,855	※ 橋	924,020	461,896	462,124	50.0%	23.0%			
舗装	31,867,169	m	105,162	52,475	52,687	49.9%	2.6%			
トンネル本体	58	箇所	45,379	17,168	28,211	37.8%	1.1%			
歩道橋	407	基	27,105	16,705	10,400	61.6%	0.7%			
その他		1	71,067	16,762	54,305	23.6%	1.8%			
計	1	1	4,009,953	2,526,077	1,483,876	63.0%	100.0%			

道路延長	4,629km
一般国道	813km
主要地方道	1,333km
一般但道	2.483km

| ※ 橋梁数は、上下線で分離されている | 場合等は、各々をカウントしている。

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 63.0%**であり、道路本体構造の比率 が高くなっている。
- 約6割が築後30年を経過しており、10年後には約8割まで増加する。



※この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

#### 2 これまでの取り組み

#### (1) 安全・安心の確保

○ 橋梁は、平成23年度までに1巡目の定期点検を完了し、平成24年度から2巡目の定期点検に着手。また、要修繕橋梁758橋の内、平成25年度までに140橋を修繕

(全類単位:古下田)

- トンネルは、平成25年度までに1巡目の定期点検を終え、 必要な修繕を平成26年度までに完了予定
- 歩道橋は、平成26年度までに1巡目の定期点検を完了予定

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 平成 25 年 3 月に全管理橋を対象とした**「橋梁長寿命化修繕計画」**を策定

- 改正道路法を平成 25 年 9 月に施行し、予防保全の観点を踏まえた点検を含む維持・修繕の実施を義務化
- 点検⇒診断⇒措置⇒記録というメンテナンスサイクルを確立するため、道路の維持修繕に関する国土交通省令・告示を 平成26年7月から施行し、橋梁・トンネル等を5年に1回の 頻度で、近接目視により点検を行うことなどを義務化
- 国交省が、「所管者」と「管理者」の二つの立場から「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定(平成26年5月)

		応調及び収配力到
課題	認識	<ul><li>○ 道路は、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路などの防災機能をも果たす 基幹的交通施設であり、一度供用を開始すると機能維持が恒常的に求められる。</li><li>○ 橋梁、トンネルなど様々な施設から成っている道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切 な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、老朽化させない対策の確立が必要である。</li></ul>
	等点検·診断	<ul><li>○ 点検等の義務化の対象となる橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、横断歩道橋及び門型標識等については、国が策定した基準等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行い、全国共通の統一的な尺度で健全性の診断結果を分類する。</li><li>○ 道路舗装、吹付け法面など上記以外の施設についても、県独自の基準等に基づき、定期的に点検を行い、健全度を診断する。</li></ul>
	繕·更新等 維持管理·修	○ 既に策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」はもとより、定期的に点検する全ての施設を対象に修繕計画(長寿命化計画)を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新する。
取組	保安 全 確	<ul><li>○ 橋梁・トンネル等点検等の義務化対象施設はもとより、道路舗装、吹付け法面などの施設についても定期点検を行う。また、 定期点検を実施する全ての対象に修繕計画(長寿命化計画)を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新する。【再掲】</li><li>○ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。</li></ul>
方針	耐震化	○ 地震発生時においても地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る状態が確保されるよう耐震補強を推進する。
	長寿命化	<ul><li>○ 橋梁・トンネル等点検等の義務化対象施設はもとより、道路舗装、吹付け法面などの施設についても定期点検を行う。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画(長寿命化計画)を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新する。【再掲】</li><li>○ 建設時の完成図、定期点検、補修等の記録を一元的に管理、蓄積し、絶えず最新の記録を参照できるようにする。</li><li>○ 点検結果や補修履歴などから損傷原因を分析し、長寿命化対策を立案・実施する。</li></ul>
	の適正化	○ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。【再掲】
	構体築制	<ul><li>○ 現在実施している担当者会議や研修を引き続き実施し、さらなる情報共有や知識・技術のレベルアップを図る。</li></ul>

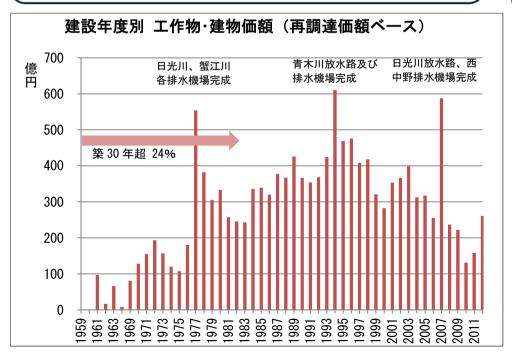
## 2-5 河川

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
河川本体構造	3,664,914	m(片岸)	1,213,812	511,808	702,004	42.2%	87.3%
地下河川	8,714	m	46,694	7,362	39,332	15.8%	3.4%
ポンプ・土木	19	基	37,563	16,003	21,560	42.6%	2.7%
水門樋門·土木	29	基	33,308	31,927	1,381	95.9%	2.4%
ポンプ・電気機械	19	式	23,758	17,829	5,929	75.0%	1.7%
その他		1	34,462	14,844	19,618	43.1%	2.5%
計	_	_	1,389,597	599,773	789,824	43.2%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で43.2%**であり、水門樋門・土木、ポンプ・電気機械の比率が高くなっている。
- **約2割が築後30年を経過**しており、10年後には約5割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

- 河川は日常の巡視で点検を実施
- 上記のほか、毎年出水期前に当たる冬場、建設事務所職員等 が徒歩にて目視点検を実施(より詳細に異常箇所をチェック) し、適宜補修工事等を実施

#### (2) 長寿命化計画等の策定

- 平成 24 年度までに全**排水機場に係る長寿命化計画を策定済** み
- 平成 29 年度までに全**水門樋門に係る長寿命化計画を策定予 定**

- 平成 25 年度河川法が一部改正され、維持・修繕が明文化された。
- 平成25年10月 ダムに関する長寿命化計画のマニュアルが 示された。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)

		0	排水機場については長寿命化計画を策定済みであるが、水門樋門等については長寿命化計画を策定する必要がある。
課是	<b>直認識</b>		策定した長寿命化計画に沿って機器の取替等の対策を進める必要がある。
		0	排水機場等も含めた河川分野として1つに統合した長寿命化計画(個別施設計画)を策定する必要がある。
	断点 等検	0	現在実施している法定点検、定期点検、耐震点検、パトロール等を、今後も確実に実施する。
	診		
	<b>繕</b> 維	0	排水機場については、既に策定した長寿命化計画に基づく維持管理・修繕を行う。
	更新等	0	水門樋門等については、順次進めている長寿命化計画の策定を引き続き進め、計画に基づく予防保全型維持管理へ移行する。
	等性修	0	鋼矢板護岸については、腐食対策等の老朽化対策を行っていく必要がある。
取	保安	0	排水機場及び水門樋門等については、現在実施している施設の機能確保のための修繕を引き続き実施する。
組	全確	0	河川堤防については、現在実施している堤防護岸の補修、河床の堆積土砂の浚渫、堤防除草等を引き続き実施する。
方針	耐震化	0	これまでに耐震点検及び優先対策区間の耐震対策工事を実施しているが、今後も引き続き耐震対策工事を着実に進める。
	長	0	排水機場については既に策定した長寿命化計画に基づく維持管理・修繕を行う。【再掲】
	長寿命化	0	水門樋門等については、順次進めている長寿命化計画の策定を引き続き進め、計画に基づく予防保全型維持管理へ移行する。 【再掲】
	の適正化	0	河川整備計画の中で、堤防が整備されれば廃止と位置付けている水門樋門について、撤去時期を検討し、適切に撤去していく。
	築 体 制 構	0	現行の組織体制により適切に対応する。

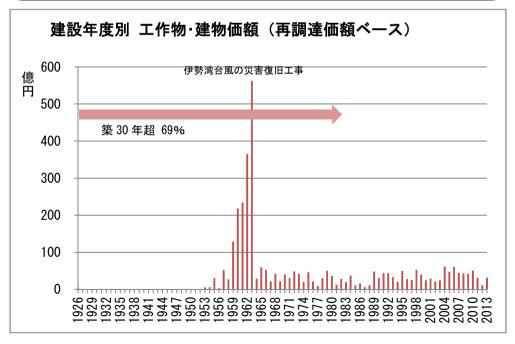
2-6 海岸

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
堤防	140,550	m	128,513	104,157	24,356	81.0%	38.6%
護岸	121,780	m	90,858	79,879	10,979	87.9%	27.3%
防潮堤	32,919	m	32,369	25,754	6,615	79.6%	9.7%
離岸堤	14,696	m、基	34,458	26,069	8,389	75.7%	10.4%
水門	17	基	10,451	6,984	3,467	66.8%	3.1%
その他	_		36,115	30,444	5,671	84.3%	10.9%
計			332,764	273,287	59,477	82.1%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 82.1%**であり、護岸の比率が高くなっている。
- 約7割が築後30年を経過しており、10年後には約8割まで 増加する。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
  - 平成 12 年度に海岸堤防の老朽化調査を実施
- 平成 24 年度に海岸堤防の機能点検調査を実施
- 平成 25 年度に**水門陸閘の機能点検調査**を実施
- あいち地震対策アクションプラン (第 1 次、第 2 次) に基づき耐震対策を重点的に実施
- (2) 長寿命化計画等の策定(策定していない。)

- 国交省が「ライフサイクルマネジメントのための海岸 保全施設維持管理マニュアル」を策定(平成 20 年度)
- 国交省が「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂 (平成 26 年 3 月)
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)

課題認識	<ul><li>○ 長寿命化計画を策定する必要がある。</li><li>○ 陸上部については目視点検を実施しているが、水中物(目視不可)については定期的な潜水点検をしなければ状態を確認できない。</li></ul>
断点 等格·	行うては快を美胞する。 
繕 料 更 新 等 修	の優先順位付けをした長寿命化計画書を作成し、計画書に沿った維持管理に移行する。
保 写 取 分	・ 健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直しを検討する
方置化	○ 「あいち地震対策アクションプラン」に基づき耐震対策を重点的に実施しており、今後も引き続き耐震対策を進める。
化县	
のが	☑ ○ 現在進めている陸閘の常時閉鎖や壁体化を、引き続き進める。
の が 適 記 化 量	○ 常時閉鎖済みで支障がない箇所について、地域の合意を得て壁体化を進める。
築位	○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。
# 样	

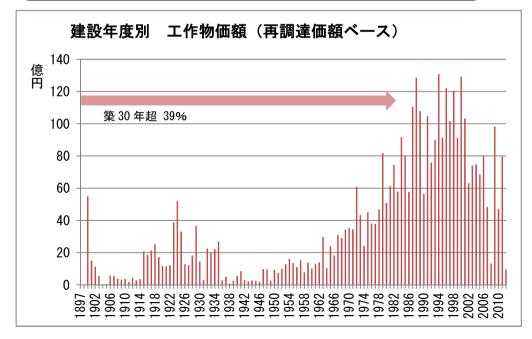
# 2-7 砂防

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
砂防堰堤	3,433	基	185,600	119,708	65,892	64.5%	45.2%
渓流保全工	497,222	m	137,182	71,656	65,526	52.2%	33.4%
急傾斜地崩壊防止施設	520	区域	66,474	22,420	44,054	33.7%	16.2%
護岸工	37,910	m	12,949	2,764	10,185	21.3%	3.2%
地すべり防止施設	21	区域	5,987	1,190	4,797	19.9%	1.5%
その他	_	_	2,290	1,333	957	58.2%	0.6%
計	_	_	410,482	219,071	191,411	53.4%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で53.4%**であり、砂防堰堤の比率が高くなっている。
- **約4割が築後30年を経過**しており、10年後には約6割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
- 昭和 48 年度に**「砂防指定地等監視嘱託員業務要領」**を 策定し、定期的に点検を実施
- 平成 22 年度から急傾斜地崩壊防止施設の点検を5カ年で実施
- 平成 23 年度から施設状況及び下流の状況を把握するため**「砂防堰堤現況調査」**を実施
- (2) 長寿命化計画等の策定(策定していない。)

- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)
- 国交省が「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」を作成(平成 26 年 6 月)
- 国交省が「砂防関係施設点検要領(案)」を作成(平成 26年9月)

課題	認識		長寿命化計画を策定する必要がある。
	点検·診断等 維持管理·修	0 0 0 0	急傾斜地崩壊防止施設については、点検マニュアルを作成済みであり、現在実施している定期的な点検を引き続き実施する。 砂防設備及び地すべり防止施設については、点検マニュアルが未作成であるため、速やかに作成し、定期的な点検を実施する。 点検結果に基づいた施設健全度の判断基準を作成する。 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 維持管理計画を策定し、現行の事後保全型の維持管理から計画的な維持管理に移行する。 統一的な判断基準、優先度に基づき修繕を実施する。
取組	保安全確	0	これまでに実施した緊急点検や今後の定期的な点検の結果を適切に評価し、必要な対策工事を行う。
方針	耐震化	0	砂防設備である土堰堤について、耐震診断を実施し、対策が必要となる場合には、耐震補強対策を進めていく。
	化長寿命	0	長寿命化計画を策定し、計画に沿った維持管理等を行う。
	の適正化	0	代替性がないため、統廃合の予定はない。
	築 体 制 構	0	総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。

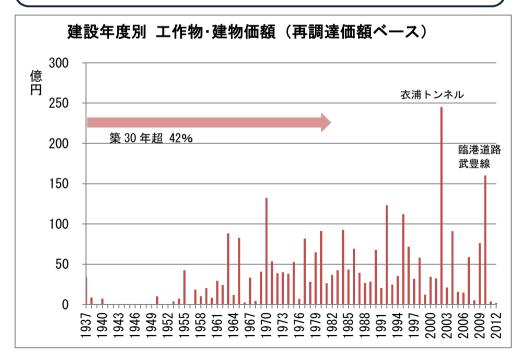
## 2-8 港湾

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
臨港道路	107,984	m	80,257	26,585	53,672	33.1%	28.2%
防波堤	13,754	m	46,660	40,552	6,108	86.9%	16.4%
岸壁	10,524	m	35,748	31,454	4,294	88.0%	12.6%
護岸	31,004	m	26,975	23,598	3,377	87.5%	9.5%
橋梁	34,232	m	22,345	7,330	15,015	32.8%	7.9%
その他	_		72,460	58,542	13,918	80.8%	25.5%
計			284,445	188,061	96,384	66.1%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 66.1%**であり、岸壁、護岸、防波堤の 比率が高い。
- **約4割が築後30年を経過**しており、10年後には約6割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
- 日常点検のほか、5年に1回一般定期点検、10年に1 回詳細点検を実施
- (2) 長寿命化計画等の策定
  - 平成 24 年度までに、重要度の高い**防波堤、係留施設、** 橋梁、トンネルに係る維持管理計画書を策定済み

- 平成 25 年 1 月に維持管理・更新の当面の取組等について緊急提言がなされた。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定 (平成26年5月)

	- Prince the first to a first to the first t								
課題	認識	<ul><li>○ 補助対象施設については維持管理計画書を策定済みであるが、補助対象施設以外についても維持管理計画書を策定する必要がある。</li><li>○ 供用区域の巡視は実施しているが、未供用区域の巡視について検討する必要がある。</li></ul>							
	断点 等検 診	<ul><li>○ 現在実施している日常点検、定期点検、詳細点検を、引き続き確実に実施する。</li><li>○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。</li></ul>							
	更新等 維持管理・修繕・	<ul><li>○ 補助対象施設については維持管理計画書を策定済みであるが、補助対象施設以外(外郭施設、臨港交通施設等)についても点検・診断に基づく維持管理計画書を策定する。</li><li>○ 現在は事後保全型の維持管理を行っているが、今後は、港内で施設の維持修繕を実施する優先順位付けをした予防保全計画書を策定し、計画書に沿って計画的な維持修繕を行う。</li></ul>							
取組	保安全確	○ 現在、主に供用区域については職員による巡視を実施しているが、施設の健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直し を検討する。							
方針	耐震化	○ 港湾計画に位置付けられた耐震強化岸壁の整備を、引き続き着実に進めるとともに、未整備の耐震強化岸壁の整備に着手する。							
	化長	○ 日常点検・定期点検及び計画的な維持修繕により、施設の長寿命化を図る。							
	寿								
	命	○ 維持修繕に当たっては、施設の優先順位付けを行う。							
	の 適 正 化 量	○ 当面の統合・廃止の予定はないが、利用実態の把握に努め、利用実態に応じた統合・廃止を検討する。							
	築体	○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。							
	制構	○ 総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。							

# 2-9 漁港

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
防波堤	14,185	m	22,465	16,367	6,098	72.9%	34.2%
物揚場	11,609	m	9,266	8,453	813	91.2%	14.1%
護岸	10,124	m	8,172	6,906	1,266	84.5%	12.4%
橋梁	1,154	m	6,479	1,809	4,670	27.9%	9.9%
岸壁	5,565	m	6,331	5,180	1,151	81.8%	9.6%
その他	_		12,976	10,030	2,946	77.3%	19.8%
計	_	_	65,689	48,745	16,944	74.2%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で74.2%**であり、物揚場、護岸の比率が高くなっている。
- 約5割が築後30年を経過しており、10年後には約7割まで増加する。

## 

#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

○ 機能保全計画に基づき、日常点検(随時)・定期点検(1回/年)・異常時点検(地震時など)を実施

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 国の手引きを元に県の「機能保全計画策定マニュアル 【漁港版】」を平成 20 年に策定し、平成 24 年に水域浚渫 等を除く機能保全計画を全漁港で策定済み

#### 3 国等の動き

○ 国が**「漁港漁場整備長期計画」**(平成24年3月策定)で 長寿命化対策を重点課題と定め、これに基づいて補助事業 (機能保全事業)を積極的に推進している。

	+ h	○ 補助対象施設については機能保全計画を策定済みであるが、補助対象施設以外についても機能保全計画書を策定する必要があ
課題認識		る。
		○ 補助対象施設及び補助対象施設以外の双方について、定期的に詳細な点検・診断を行う必要がある。
	点検	○ 現在実施している日常点検、定期点検(職員による陸上部の目視点検)を、引き続き確実に実施する。
		○ 補助対象施設については機能保全計画策定時に水中部を含めた詳細な点検・診断を実施しており、今後は、定期的に詳細な点
	影響	検・診断を行うサイクルを確立する。
	診断等	○ 補助対象施設以外についても、定期的に詳細な点検・診断を行うサイクルを確立する。
	繕維	○ 補助対象施設については機能保全計画を策定済みであるが、補助対象施設以外についても機能保全計画を策定する。
	更新等.	○ 補助対象施設及び補助対象施設以外の双方について、機能保全計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
	等理	
	修	
取	保安	○ 現在、職員による巡視を実施しているが、施設の健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直しを検討する。
組	全確	
方		<ul><li>○ 主要な漁港の防波堤や岸壁についての耐震、耐津波強化対策を行うとともに、津波が防波堤や岸壁を越えた場合に、全壊しに</li></ul>
針	耐震化	くくするための粘り強い構造への強化等を実施する。
	化長	○ 日常点検・定期点検及び計画的な維持修繕により、施設の長寿命化を図る。
	寿命	
	の施満	○ 当面の統合・廃止の予定はないが、利用実態の把握に努め、有効利用を促進していく。
	の適正化	
	築体	<ul><li>○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。</li></ul>
	制	
	構	○ 総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。

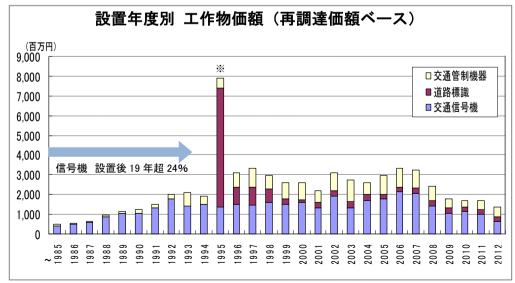
# 2-10 道路交通法上の工作物

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
交通信号機	13,112	基	37,110	23,035	14,075	62.1%	57.4%
道路標識	560,150	基	12,416	10,909	1,507	87.9%	19.2%
交通管制機器	13,705	基	15,085	8,754	6,331	58.0%	23.3%
計	_	_	64,611	42,698	21,913	66.1%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 66.1%**であり、道路標識の比率が高い。
- **信号機の約 24%が設置後 19 年 (更新年数) を経過**しており、10 年後には約 44%まで増加する。
- 工作物全体の老朽化が著しい。



※1994年以前は道路標識の設置年度不明のため、多くの道路標識の取得年次をこの年に設定したことによる突出

#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
- 信号機及び管制機器については、**年間保守契約**を締結している。標識については、年1回**一斉点検**を実施
- (2) 長寿命化計画等の策定(策定していない。)
- (3) その他
  - 平成 24 年度から**標識の削減計画**を策定し、保有数の削減に取り組んでいる。

#### 3 国等の動き

○ 警察庁では、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、信 号機に係る行動計画を策定する予定(平成 26 年度中)

		○ 定期点検は実施しているが、目視点検以外の内部検査を行う必要がある。
課題	認識	○ 点検結果や補修履歴等を適切に管理・蓄積・活用する必要がある。
		<ul><li>○ 維持管理計画を策定する必要がある。</li><li>○ 長寿命化に対応する新素材、新技術の導入を進める必要がある。</li></ul>
	点	<ul><li>○ 現在は委託業者による点検及び警察官による点検等を実施しているが、それに加え、信号柱や大型標識については目視以外の</li></ul>
	検	内部点検(非破壊検査)を実施する。
	· 診 断 等	○ 倒壊の危険を早期に発見するため、点検サイクルを短縮する。
	断等	
		○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。
	繕 維 ・ せ	○ 維持管理計画を策定し、現行の事後保全型の維持管理から計画的な維持管理に移行する。
	更新等	○ 交通規制や標識設置基準の見直しにより不要となった標識の削減を計画的に実施しており、引き続き推進していく。
	等理	<ul><li>○ 削減計画と併せ、更新時期を平準化した標識更新計画を策定し、計画的な保全・更新を実施する。</li></ul>
	修	
取	保安	○ 点検により倒壊の危険が判明した標識については、早期の更新・撤去を行っており、引き続き安全確保に努める。
	全	G 211010 - 31 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
組	確	
方	耐	○ 信号柱及び大型標識について強度検査を実施している。
針	耐震化	
	長	○ 新素材路側標識柱の採用(平成 20 年度から開始)や、信号機への肉厚鋼管柱の採用(平成 25 年度から開始)を、引き続き進
	長寿命化	める。
	花	
•		○ 更新時期を平準化した標識更新計画を策定し、計画的な保全・更新を実施する。【再掲】
	の 適 正 化	○ 標識削減計画(平成 24 年度からの10年計画)に基づき、交通規制や標識設置基準の見直しにより不要となった標識の削減
	週 設	(抜柱)を推進するとともに、更新時における撤去や電柱等への共架の検討を引き続き進める。
	化量	○ これまで、信号機の新設時には近接信号機を廃止しているが、さらに必要性が低くなった信号機の抽出・廃止検討を進める。
	構体築制	○ 警察本部内における財産管理部門と技術部門・財政部門との情報交換を密にして連携を強化する。
	築制	

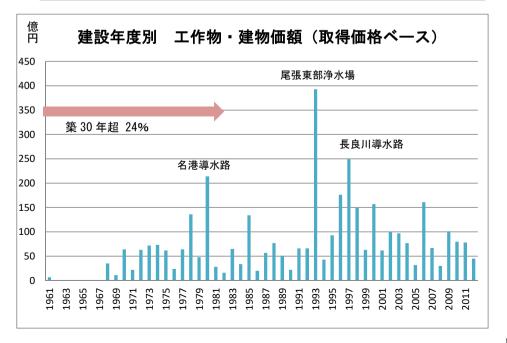
# 3-1 水道(企業庁)

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	取得価格	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	取得価格の構成比
建物	11浄水場、7ポンプ場、22調整池・広域調整池等の 建物 (総延床面積 79,451.36 ㎡)	20,926	10,969	9,957	52.4%	5.5%
構築物	11浄水場、7ポンプ場、22調整池・広域調整池等の 土木構造物及び管路約760km	262,679	127,961	134,718	48.7%	69.4%
設備	11浄水場、7ポンプ場、22調整池・広域調整池、10 1供給点等の設備	94,874	61,833	33,041	65.2%	25.1%
計		378,479	200,763	177,716	53.0%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 53.0%**であり、耐用年数の短い設備の比率が高い。
- 約2割が築後30年を経過しており、10年後には約4割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

- 日常点検・定期点検から、計画的な設備修繕を実施
- 浄水場の土木構造物について、平成 21、22 年度にコン クリートの劣化度調査を実施し健全性を確認

#### (2) 長寿命化計画等の策定

- 設備更新計画により平成2年度以降、計画的な設備更新 を実施
- 管路更新計画により平成 24 年度以降、計画的な管路更 新を実施

- 厚生労働省が平成 21 年 7 月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定
- 厚生労働省が「新水道ビジョン」(平成25年3月)において、アセットマネジメント(技術的機能を有し財源の裏付けのある更新計画の策定)を活用することにより、資産管理を適切に実施するよう、資産管理の取組事項、方策として提示

-	#IT 100	
		<ul><li>○ 法定点検や定期点検等により現状を把握しているが、引き続き、設備、施設の老朽劣化度を適切に把握するとともに、これに即し</li></ul>
課題認識		た適切な更新時期の判定が必要である。
	断点等検	<ul><li>○ 現在実施している法定点検や定期点検等を、今後も確実に実施する。</li></ul>
	等検・診	○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き
		続き実施する。
		○ 部件で変数的によりでは、利用性を放送してもまたがも回すしました。 再ず利用にせいさる時にも明らまずとは使している。 へ
	新維	○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、更新計画に基づき予防保全型の更新を実施しており、今
	等持	後も引き続き、現行の対応を継続実施する。
	管理	<ul><li>○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、</li></ul>
	修	土木構造物の本格的な更新が必要となる時期までに更新計画を策定する。
	修   繕	○ 建物については、適宜修繕を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、建物の本格的な更新が必要となる時
	更	
	- 艾	期までに更新計画を策定する。
取	保安 全 確	○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き
4.5		続き実施する。【再掲】
組		○ 土木構造物及び建物については、定期的な点検等により安全確保に努めるとともに、未利用施設の除却を進めており、今後も引き
方		続き実施する。
/5	耐	○ 設備及び管路については、更新に併せて耐震化を実施しており、今後も引き続き実施する。
針	耐震化	○ 土木構造物については、耐震補強計画を策定し、計画的に耐震補強工事を実施しており、今後も引き続き実施する。
		○ 建物については、耐震補強を実施済みである。
	E	○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図っており、今後も引き続き実施する。
	長寿命化	○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。
	愈	
	16	○ 建物については、適宜修繕を実施し長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。
	の施	○ 将来の人口動態やエネルギー効率に配慮した施設配置及び施設統合等を検討する。
	の施設	
	正総化量	
	構体	○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。
	築制	○ 必要な財源及び人員の確保、職員の技術力の向上など必要な体制構築に努める。

## 3-2 工業用水道(企業庁)

資産内訳	数量	取得価格	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	取得価格の構成比
建物	7浄水場、5ポンプ場、22調整池等の建物 (総延床面積 37,817,55 ㎡)	4,648	2,339	2,309	50.3%	2.5%
構築物	7浄水場、5ポンプ場、11調整池等の土木構造物及 び管路約790km	150,352	86,691	63,661	57.7%	82.4%
設備	7浄水場、5ポンプ場、11調整池等の設備	27,375	17,653	9,722	64.5%	15.0%
計		182,375	106,683	75,692	58.5%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 58.5%**であり、耐用年数の短い設備 の比率が高い。
- **約3割が築後30年を経過**しており、10年後には約6割まで増加する。



#### 2 これまでの取組

- (1) 安全・安心の確保
  - 日常・定期点検を行い、適切に修繕を実施
  - 点検結果を基に、計画的な更新を実施

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 昭和 56 年度以降、工業用水道事業ごとに設備更新を主体とした計画を策定し、更新を実施

(金額単位:百万円)

#### 3 国等の動き

○ 経済産業省が、平成25年3月に「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」を策定。工業用水道における「施設更新」、「耐震対策」及び「アセットマネジメント」に関する方法論が示された。

	W.1. T.	
課題	認識	<ul><li>○ 法定点検や定期点検等により現状を把握しているが、引き続き、設備、施設の老朽劣化度を適切に把握するとともに、これに即した適切な更新時期の判定が必要である。</li><li>○ 管路の一部について更新計画を策定する必要がある。</li></ul>
	診点 断検	<ul><li>○ 現在実施している法定点検や定期点検等を、今後も確実に実施する。</li><li>○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。</li></ul>
Tro-	等 維持管理·修繕·更新	<ul> <li>○ 設備については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、改築計画に基づき予防保全型の更新を実施しており、今後も引き続き、現行の対応を継続実施する。</li> <li>○ 管路については、現在実施している計画的な修繕による長寿命化に加え、一部未策定となっている更新計画を策定する。</li> <li>○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、土木構造物の本格的な更新が必要となる時期までに更新計画を策定する。</li> <li>○ 建物については、適宜修繕を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、建物の本格的な更新が必要となる時期までに更新計画を策定する。</li> </ul>
租力	保安全確	<ul><li>○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。【再掲】</li><li>○ 土木構造物及び建物については、定期的な点検等により安全確保に努めるとともに、未利用施設の除却を進めており、今後も引き続き実施する。</li></ul>
針	耐震化	<ul><li>○ 設備及び管路については、更新に併せて耐震化を実施しており、今後も引き続き実施する。</li><li>○ 建物については、耐震補強を実施済みである。</li></ul>
	化長寿命	<ul><li>○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図っており、今後も引き続き実施する。</li><li>○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。</li><li>○ 建物については、適宜修繕を実施し長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。</li></ul>
	の適正化	○ 将来の需要やエネルギー効率に配慮した施設配置等を検討する。
	構体築制	<ul><li>○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。</li><li>○ 必要な財源及び人員の確保、職員の技術力の向上など必要な体制構築に努める。</li></ul>

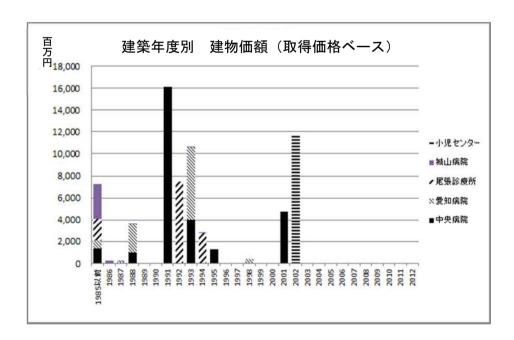
## 3-3 病院(病院事業庁)

(金額単位:百万円)

						· — · ·	<del>+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + </del>
資産内訳	数量 (延床面積)	単位	取得価格	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	取得価格の 構成比
中央病院	71,935.58	mื	28,764	18,464	10,300	64.2%	42.9%
愛知病院	22,424.67	mื	10,641	7,284	3,357	68.5%	15.9%
尾張診療所	25,924.81	mื	12,365	8,341	4,024	67.5%	18.4%
城山病院	18,886.53	mื	3,606	2,889	717	80.1%	5.4%
小児センター	20,400.76	mឺ	11,725	4,649	7,076	39.7%	17.5%
計	159,572.35	m¹	67,101	41,627	25,474	62.0%	100.0%

#### 1 現状(固定資産台帳分析結果)

- **減価償却率は平均で 62.0%**となっている。
- がんセンター中央病院、愛知病院は**平成の初めに大規模な改築**を行っており、**建物付帯設備の更新時期**を迎えている。



#### 2 これまでの取組

#### (1) 安全・安心の確保

- 城山病院は、現在、全面改築工事に着手している。
- がんセンター中央病院の看護宿舎は、廃止に向けた検 討を行っている。
- その他の施設は耐震化が完了している。

#### (2) 長寿命化計画等の策定

○ 原則、4年ごとに経営中期計画を策定し、この中で必要な建設改良を計画している。

#### 3 国等の動き

○ 総務省において、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」が設置され、報告書が提出された。(平成 26 年 3 月)

課題	認識	<ul><li>○ 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。</li><li>○ 施設整備に必要な財源を確保する必要がある。</li><li>○ すべての病院で法定点検は確実に実施しているが、法定点検以外の点検についても確実に実施するべきである。</li></ul>						
	等点検・診断	<ul><li>○ 施設管理者向けの研修に参加するなど、専門知識・技術の向上を図る。</li><li>○ 法定点検に加え、一部の病院では自主点検も実施しているが、今後、法定点検以外の点検の実施基準作りを推進する。</li><li>○ 一部の病院では既に実施しているが、点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用することを推進する。</li></ul>						
	繕·更新等 維持管理·修	<ul><li>○ 一部の病院では主要設備等の計画的な保全を実施しており、今後も引き続き実施する。</li><li>○ 事後保全型の維持管理を実施している各病院において、長寿命化対象施設を絞り込む。</li><li>○ 各病院における更新等の優先順位を設定し、必要な財源を確保して実施する。</li></ul>						
取組	保安 全 確	○ 非構造部材の安全確保については一部対応済みであるが(ガラス飛散防止)、各種法令等に定められた基準に適合するよう、すべて の病院の非構造部材等の安全性を確認し対策を推進する。						
方針	耐震化	○ すべての病院について耐震診断を実施し、必要な耐震化を実施済み(一病院は全面改築に着手済み)である。						
	化長寿命	○ 医療の変化に対応した病院施設の検討に加え、実際の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコストを比較した上で、財源確保を 含めた建設改良計画を策定し、改修工事を実施する。						
	の適正化	の施 ○ 原則4年ごとに経営中期計画を策定し、この中で目指すべき方向等を示し、計画を着実に実施する。						
	築 体 制 構	<ul><li>○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。</li><li>○ 技術職員の採用、施設管理業者との連絡体制の整備等、必要に応じて実施する。</li></ul>						

## (参考)事業用資産に係る工作物の現状について

#### 1-1 庁舎等

(金額単位:百万円)

資産内訳 (用途区分)	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
公共施設	62,159	17,603	44,557	28.3%	61.0%	舗床、排水設備、土留、浄化装置、雑工作物(プール、受変電設備等)
行政庁舎	13,743	9,319	4,423	67.8%	13.5%	通信装置、貯槽、舖床、排水施設、雑工作物(発電設備、受変電設備等)
警察•消防	14,101	7,021	7,080	49.8%	13.8%	通信装置、無電塔、土留、舗床、雑工作物(受変電設備、街頭防犯カメラ等)
試験研究機関	6,238	4,250	1,988	68.1%	6.1%	池井、排水設備、浄化装置、貯槽、雑工作物(発電設備、海水取水装置等)
行政公舎	490	406	83	82.9%	0.5%	浄化装置、舗床、給水設備、囲障、貯槽
その他	5,137	4,464	673	86.9%	5.0%	土留、舗床、照明装置、冷暖房装置、雑工作物(受変電設備等)
計	101,867	43,063	58,805	42.3%	100.0%	—

#### 1-2 学校

(金額単位:百万円)

	資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
=	学校	35,928	29,721	6,208	82.7%	_	排水設備、給水設備、舗床、貯槽、雑工作物(プール、受変電設備等)

## 1-3 県営住宅

(金額単位:百万円)

資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
県営住宅	27,693	19,336	8,357	69.8%	_	土留、排水設備、給水設備、舗床、照明装置、囲障

## 施設類型ごとの長寿命化計画の策定状況について

#### ◆策定済みの施設(一部策定中を含む。)

平成26年10月現在

項目 施設類型	対象施設	策定経緯
県営住宅	県営住宅約6万戸	H21年度:H21~31年度において、維持管理(修繕や長寿命化を含む改善)・建替・用途廃止を 行う予定戸数等の計画を策定(最終変更H26年度)
都市公園	12県営公園 公園管理者が管理する公園施設のうち建物又は工作物(附帯設備や舗装、橋等を含む。)。植栽は除く。	H21年度:全公園の遊具 H22年度:大高緑地始め7公園の工作物(遊具を除く) H23年度:小幡緑地始め5公園の工作物(遊具を除く) 全公園の大規模建築物 (H23年度策定完了)
下水道	県管理11処理区のうちの8処理場 各処理場の施設ごとに長寿命化計画(改築更新・長寿命化対策) が必要となるもの(機械・電気設備)	H21, H22年度:3流域の4施設をモデルケースとして長寿命化計画マニュアル(機械、電気編)策定 H23年度:マニュアルを基に長寿命化対策を実施 H24年度~:処理場ごとに10年間の長寿命化計画を作成
道路(橋梁)	<b>県管理3,975橋梁</b> (橋長2m以上)	H21年度:15m以上の橋梁など特に重要な約1,700橋分の計画を策定(H19、H20年度点検分) H24年度:全管理橋梁を対象とした計画に改定(H23年度、全橋の1巡目の点検が完了)
河川	16排水機場 (機械・電気設備、建屋) 26水門	【排水機場】 H22年度:1機場(日光川) H23年度:3機場(鴨田川、中江川、水場川) H24年度:4機場(蟹江川、筏川第一、筏川第二、西中野) H25年度:8機場(水干川、流れ川第一、流れ川第二、発杭川、西條小切戸川、鍋田川上流、鍋田川下流、青木川) (H25年度策定完了) 【水門】 H25年度~H29年度:26箇所(予定)
港湾	県管理10港(重要港湾2港、地方港湾7港、避難港1港)のほぼすべての約1,300施設 (衣浦、三河港にある国有港湾施設22施設も対象)	国庫補助対象となる一部施設(防波堤・係留施設・橋梁など) について策定 H20年度:衣浦港、三河港、常滑港 H21年度:吉田港、東幡豆港 H22年度:伊良湖港 H23年度~H24年度:冨具崎港、師崎港、河和港、福江港 (H24年度策定完了)
漁  港	<b>県が管理する11漁港の基本施設</b> (外郭、係留、輸送など)	H21年度:師崎漁港 H23年度:西幡豆漁港、豊浜漁港、篠島漁港、大浜漁港、一色漁港、形原漁港 H24年度:知柄漁港、福江漁港、三谷漁港、赤羽根漁港 (H24年度策定完了)

#### 行財政改革の取組状況について

本県では、累次の行革大綱のもとで積極的に行政改革の取組を進めており、特に、戦後初の赤字決算となった平成10年度に策定した第三次行革大綱(平成11年度~)以降は、継続的に行革大綱を見直しながら取組を進めてきました。

平成22年2月には第五次行革大綱を策定し、危機的状況に直面する県財政の健全化、分権・協働型社会を先導する県庁づくり、組織の能力や活力の維持向上等への対応を重要課題として取り組み、さらに、平成23年12月には、第五次行革大綱を深堀りした「行革大綱に係る重点改革プログラム」を策定し、これまで以上に徹底した行革の取組を進めています。

#### 第三次行革大綱(平成11年度)以降の主な実績

	11~16年度 (第三次行革大綱· 改定第三次行革大綱)	17~21年度 (あいち行革大綱 2005)	22~25年度 (第五次行革大綱)	1 1~2 5年度 累計
<b>職員定数</b> (知事部局等・教育事務部門)	1,584 人削減	1,331 人削減	484 人削減	3, 399 人削減
公の施設	45 施設廃止等	23 施設廃止等	23 施設廃止等	91 施設廃止等 〔10.4.1 現在 153 施設→25.4.1 現在 74 施設(※)〕 (新設等 12 施設) ※26.4.1 現在は 72 施設
県関係団体	16 団体削減	1 団体削減	1団体削減	18 団体削減
行革効果額	3,524 億円	1,273 億円	1,178 億円	5,975 億円



#### 主な廃止施設(民営化、地元移管等を含む。)

南ふれあい広場、緑ふれあい広場、港ふれあい広場、保育大学校、

- 三河総合保健センター、老人休養ホーム永和荘、湯谷老人福祉館、
- 三河湖公園施設、遠望峰山公園施設、中小企業センター、産業貿易館、
- 労働者研修センター、和紙のふるさと 等

#### <参考>

# 公の施設の整備・運営に係るPFI手法の導入実績

- ・浄水場排水処理業務(18年度~)
- 森林公園ゴルフ場(19年度~)
- ・産業労働センター(21年度~)

平成 26 年 10 月現在

#### 県有施設利活用・保守管理プログラムの取組について

#### 1 プログラム策定の背景・経緯

老朽化しつつある施設の整備・更新等が今後一層大きな課題になると見込まれること、累次の行革による組織のスリム化で低利用・未利用スペースが生じてきたことなどを背景として、第五次行革大綱(平成22年2月策定)に「県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組みの構築」を位置付け、施設の総量縮小及び効果的・効率的な利活用・保守管理を推進するための「県有施設利活用・保守管理プログラム」を平成23年度から3次にわたり策定しました。

年 月	取組の経緯
平成 22 年 2 月	第五次行革大綱に「県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組みの構築」を位置付け
平成 22 年 4 月	庁内の行政改革推進本部幹事会に作業部会を設置
平成 22 年 5 月	知事部局等所管施設を対象に現況調査(対象施設:指定管理者制度を導入している公の施設や観測所、 無線中継基地等の無人施設を除く庁舎等(146施設、約1,400棟))
平成 22 年 9 月	施設管理の仕組みの改善点を具体的事例に即して整理するため、原則市町村単位で複数の施設を抽出し、 近隣施設相互の利用調整などについて検討着手
平成 23 年 12 月	「行革大綱に係る重点改革プログラム」公表。重点改革項目として「効果的・効率的な庁舎等の利用・ 管理(ファシリティマネジメントの導入)」を位置付け
平成 24 年 2 月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」(第1次分)策定
平成 25 年 2 月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」(第2次分)策定
平成 26 年 3 月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」(第3次分)策定

#### 2 プログラムの内容及び策定状況

#### (1)内容

個別の県有施設について、全庁的な視点から次の事項を取りまとめるもの

- ・中長期的な施設の利活用の方向性(維持する施設、利用調整のうえ売却する施設など)
- ・利活用・管理の最適化に向けた対応策(施設の集約など)

#### (2) 策定状況

	第1次分	第2次分	第3次分	計
対象施設数	1 6	1 6	2	3 4
(うち、引き続き活用)	9	9	1	1 9
(うち、廃止)	7	7	1	1 5
財政上の効果額(※)	16.8億円	6 4 億円	2. 2億円	8 3 億円

※ 現在の施設を現状のまま 15 年度間維持する場合とプログラムを実行した場合の経費の差額に財産収入を加算して算出。

現状を維持する \_ プログラムを実行した 場合の保守経費等 場合の保守経費等

プログラムの実行に 要する初期投資 (移転改修経費等)

財産収入 (跡地の売却)

#### 3 プログラムによる集約化の手法及び効果

	手 法	効 果
1	近隣施設相互の移転・集約	○施設の総量縮小による将来的な維持管理・保守経費の縮減 ○廃止した施設の跡地の有効活用
2	施設内の建物(棟)の集約	○施設内建物(棟)の総量縮小による将来的な維持管理・保守経費の縮減 ○集約により生み出した敷地の有効活用
3	県と市の庁舎の共同利用 (ワンフロア化)	○県・市相互の施設の総量縮小 ○住民の利便性の向上、県・市の連携強化による住民サービスの向上
4	借り上げ施設(市町村施設)への移転	○施設の総量縮小による将来的な保守経費の縮減(保有から賃貸へ) ○廃止した施設の跡地の有効活用

## 4 プログラム策定施設一覧

# 第1次分(平成24年2月公表)

所在市町村	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 (百万円)
名古屋市	名古屋南部県税事務所高辻庁舎	> 処分	1 220
昭和区内	愛知県高辻センター	集約·有効活用	+336
	一宮保健所稲沢保健分室	── <mark>──</mark> ──────── 集約·有効活用	
稲沢市内	尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室	> 処分	+144
	一宮建設事務所稲沢倉庫	—————— 処分	
	安城県税センター		
安城市内	衣浦東部保健所安城保健分室	集約·有効活用	+423
	農業総合試験場安城農業技術センター	建物集約·敷地有効活用	
   豊田市内	豊田加茂福祉相談センター	─────────────────────────────────────	+508
空田山以	(借上げ施設)	借上げ施設を使用	1 300
	豊川保健所田原保健分室	─────────────────────────────────────	
田原市内	(借上げ施設)	借上げ施設を使用	+212
	東三河農林水産事務所田原農業改良普及課	有効活用(市機関を受入)	
蒲郡市内	豊川保健所蒲郡保健分室	集約·有効活用	+44
浦砂巾内 	三河港務所蒲郡出張所	港湾管理用地として活用	T44
	知多総合庁舎	相互利用推進	
半田市内	半田保健所	相互利用推進	+15
	知多福祉相談センター	相互利用推進	

## 第2次分(平成25年2月公表)

所在市町村	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 (百万円)
県庁周辺	三の丸庁舎 白壁庁舎 東大手庁舎 元河川工事事務所 産業貿易館(西館) 産業貿易館(本館)	集約·有効活用 集約·有効活用 集約·有効活用 集約·有効活用 數地有効活用 數地有効活用	+5,526
西尾市内	西尾保健所 西尾総合事務所 西三河建設事務所西尾支所	集約·有効活用 集約·有効活用 処分	+163
豊田市内	足助総合庁舎 豊田加茂建設事務所足助支所	処分 集約·有効活用	+185
設楽町内	新城保健所設楽保健分室 新城設楽建設事務所設楽支所	敷地有効活用 集約·有効活用	+148
豊橋市内	環境調査センター東三河支所 愛知水と緑の公社貸付財産(岡崎市内) (元西三河消費生活センター)	有効活用(一部使用許可) 処分	+182
豆们川门	東三河建設事務所道路維持補修基地 (元建設技術研究所三河分場)	処分 他の県有地を有効活用	+188

## 第3次分(平成26年3月公表)

所在地域	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 <sup>(注)</sup> (百万円)
海部管内	海部総合庁舎(津島市内) 農業総合試験場園芸研究部特産野菜研究室(弥富市内)	集約·有効活用 敷地有効活用	+221

(注) 効果額の試算に当たっては、土地 利用規制等により敷地の売却が困 難と認められるため、売却収入を加 味していない。

#### 県有施設利活用最適化研究会設置要綱

(目的)

第1条 県有施設の利活用の最適化を図るため、庁内検討組織として県有施設利活用最適化研究 会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 研究会は、次に掲げる事項について検討を行う。
- (1) 県有施設の施設情報の集約
- (2) 県有施設の利活用に係る課題整理
- (3) 県有施設の中長期の利活用最適化に係る基本的方向性のとりまとめ
- (4) その他県有施設の有効利活用に関し必要な事項

(構成及び構成員)

- 第3条 研究会には、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ別表第1に定める職員とする。
- 2 研究会の構成員は別表第2に定める職員とする。
- 3 研究会の下に、庁舎部会、学校部会、インフラ部会及び県営住宅部会の各作業部会を置く。

(リーダー及びサブリーダーの役割)

- 第4条 リーダーは、会務を総理し、研究会を代表する。
- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(作業部会)

第5条 各作業部会の構成及び所掌する検討事項は別表第3に定めるものとする。

(会議)

- 第6条 研究会の会議は、リーダーが招集する。
- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を研究会の会議に出席させることができる。

(会議等の公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより研究会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、研究会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(雑則)

- 第8条 研究会の事務局は、総務部総務課、財政課及び財産管理課で構成し、事務局長は財産管理課長とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

#### 別表第1 (第3条第1項関係)

リーダー	サブリーダー
総務部長	総務部次長

#### 別表第2(第3条第2項関係)

#### 研究会の構成員

各主管課長(知事・企業・病院・議会・教育・警察) 建設部建設企画課長 建設部公営住宅課長 建設部公共建築課長 教育委員会管理部財務施設課長

#### 別表第3 (第5条第1項関係)

作業部会	構成	所掌する検討事項
庁舎部会	部会長:財産管理課長 事務局:財産管理課、公共建築課 構成員:各主管課(知事(会計局除く)・議会・教育・ 警察)、税務課、財産管理課、文化芸術課、 医療福祉計画課、児童家庭課、医務国保課、 生活衛生課、産業科学技術課、就業促進課、 農業経営課、畜産課、林務課、公共建築課	第2条に定める事 項のうち、庁舎に 係る事項
学校部会	部会長:財務施設課長 事務局:財務施設課、財産管理課 構成員:財務施設課、財産管理課、公共建築課	第2条に定める事 項のうち、学校に 係る事項
インフラ部会	部会長:建設企画課長 事務局:建設企画課、財産管理課 構成員:財産管理課、地域政策課、航空対策課、農 林政策課、農地計画課、農地整備課、建設総 務課、建設企画課、公園緑地課、下水道課、 道路維持課、河川課、砂防課、港湾課、県警 施設課	第2条に定める事 項のうち、インフ ラに係る事項
県営住宅部会	部会長:公営住宅課長 事務局:公営住宅課、県営住宅管理室、財産管理課 構成員:財産管理課、建設総務課、建設企画課、住 宅計画課、公営住宅課、県営住宅管理室	第2条に定める事 項のうち、県営住 宅に係る事項

※構成員は、原則、各課関係グループの班長とする。

# 愛知県公共施設等総合管理計画 ~ 県有施設利活用最適化に係る基本的方向性~

平成27年3月 平成31年3月修正 愛知県

#### ◆ 企画・編集

県有施設利活用最適化推進会議

事 務 局 総務局総務部総務課

総務局財務部財政課、財産管理課

#### 部会事務局

庁舎部会:総務局財務部財産管理課、建築局公共建築部公共建築課

学校部会:教育委員会事務局管理部財務施設課、総務局財務部財産管理課

インフラ部会:建設局土木部建設企画課、総務局財務部財産管理課

県営住宅部会:建築局公共建築部公営住宅課、県営住宅管理室

総務局財務部財産管理課

#### ◆ 問い合わせ先

総務局財務部財産管理課

 $\mp 460-8501$ 

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6147

F A X 052-963-5357

 $E \not\prec - \not \vdash \qquad zaisan@pref.aichi.lg.jp$